

第5部 計画の推進体制

1 計画推進に向けた基本的取組方針

障がい福祉に関する計画と施策について、本市の最上位計画である「第六次新居浜市長期総合計画」の施策「障がい福祉の充実」では、次のような内容で取組を方針化しています。本計画の推進においては、新居浜市長期総合計画も含めた各計画の内容を網羅するものとして体制の構築を進めます。

1 障がい者への理解と社会参加の促進のための取組方針及び主な取組内容

- ①「ノーマライゼーション」理念の普及啓発と地域共生社会構築を推進します。
 - ・新居浜市障がい者自立支援協議会の充実を図り、円滑な運営協議を進めるとともに、理解促進のための研修や啓発事業を実施します。
- ②移動、コミュニケーション確保等に対する支援を推進します。
 - ・地域バスの運行など外出時の多様な移動手段の充実を図るとともに、手話通訳者の設置及び点字、声の広報の発行など意思疎通支援を進めます。
- ③就労機会の確保及び社会参加の支援に努めます。
 - ・就業関係機関と連携し、雇用機会の確保を図るとともに、文化・スポーツ活動などの社会参加への支援を行います。

2 障がい福祉サービスの充実のための取組方針及び主な取組内容

- ①障がい福祉サービス、施設サービスの充実を図ります。
 - ・自立支援給付による障がい福祉サービスの提供を行うとともに、障がい者福祉センターの整備、障がい者支援施設等への施設整備支援を進めます。
- ②障がい者の経済的負担の軽減を図ります。
 - ・重度心身障がい者（児）医療費助成制度及び自立支援医療を実施します。
- ③障がい者団体等への支援を行います。
 - ・障がい者団体等への活動補助を行うとともに、活動や組織への支援を行います。

3 地域生活の支援体制の充実のための取組方針及び主な取組内容

- ①障がい者（児）の健康づくりを推進します。
 - ・保健、医療関係機関との連携を進めるとともに、地域生活支援事業の充実を図ります。
- ②相談支援体制の充実強化を図ります。
 - ・基幹相談支援センターの設置を図るとともに、住居確保体制の整備を進めます。
- ③障がい者（児）の生涯にわたる総合的な支援体制の整備と充実を図ります。
 - ・早期発見早期療育の理解促進を進めるとともに、障がい児通所サービスの充実と児童発達支援センターの設置を図ります。

2 計画の推進体制

障がいのある人、とりわけ、重度の障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する総合的な体制の構築が不可欠です。

計画の着実な実施に向けて、新居浜市障がい者自立支援協議会及び各部会等の活動を中心に、関係団体・機関との連携を強化し、各施策の推進を図ります。

また、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、利用者の障がい福祉サービスのニーズ、既存の障がい福祉サービス等の整備状況を踏まえ、地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組みを進めます。

1 新居浜市障がい者自立支援協議会及び部会等の活動の推進

(1) 新居浜市障がい者自立支援協議会

- ア 協議会を構成する各種団体等の連携を図り、新居浜市における地域課題やニーズを共有し、社会基盤の整備を進めていきます。
- イ 計画の実施状況を点検し、評価・助言を行います。
- ウ 障がい者福祉施策の専門的・総合的な支援体制づくりを進めるため、協議会に設置する4つの専門部会の活動を推進します。
- エ 新居浜市精神保健医療福祉関係機関連絡会、新居浜市障がい児通所支援事業者等関係機関連絡会（※令和3年度から専門部会化：「こども部会」）と連携し、その活動を支援し、関係の強化を進めます。
- オ 事務局会において、各部会等の協議内容や事業の調整を行い、部会等の円滑な運営を図ります。
- カ 部会等の活動でカバーしていない事柄や新規の課題、制度改正等について協議し、対応を図ります。

(2) 専門部会等

| |
|---|
| ①相談支援部会 |
| 相談支援事業に関する諸課題、地域課題及び事例の検討を通し、障がい福祉の取組全般の質の向上を図るため、次の活動を進めます。 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 居住支援（県居住支援協議会への参加）・ 進路支援（特別支援学校や普通高校の進路担当者へのアプローチ）・ 総合相談窓口・ 相談支援専門員の人材育成・ 他の部会等の事務局機能と活動の連携・ 研修、啓発等・ 理解促進のための活動、他 |
| （構成） 委託相談支援事業所、地域福祉課 |

②はたらく部会

福祉的就労、一般就労における課題の検討及び各事業所との情報共有により障がい者の就労環境等の向上を図るため、次の活動を進めます。

- ・ 求人の情報や状況の共有
- ・ 支援事例検討
- ・ 「連携ガイドライン」作成による連携体制の構築
- ・ 障がい児通所支援事業者等との相互理解
- ・ 特別支援学校への就労支援事業所説明会
- ・ 就職面接会
- ・ 理解促進のための活動、他

(構成) 就業・生活支援センター、就労継続A型事業所、就労継続B型事業所、就労移行事業所、就労定着事業所、公共職業安定所、新居浜産業技術専門校、委託相談支援事業所、地域福祉課

③権利擁護部会

関係者の連携により、障がい者差別の防止・解決、権利擁護、虐待の防止・対応等を推進するため、次の活動を進めます。

- ・ 行政情報の共有
- ・ 障がい者差別の防止、解決の取組及び虐待防止センターの活動報告等
- ・ 障がい者差別防止、解決の取組
- ・ 成年後見制度の活用促進
- ・ 消費者被害の情報共有
- ・ 連携事例の検討
- ・ 理解促進のための活動、他

(構成) 委託相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、障がい者虐待防止センター、社会福祉協議会、愛媛県社会福祉士会、人権教育課、弁護士、新居浜警察署、県立新居浜病院(新居浜市医師会)、西条保健所、保健センター、新居浜特別支援学校、発達支援課、公共職業安定所、労働基準監督署、新居浜商工会議所、心身障害者(児)団体連合会、民生児童委員協議会、公募市民、子育て支援課、地域包括支援センター、介護福祉課、生活福祉課、地域福祉課

④新居浜市医療的ケア児等支援協議会(専門部会)

保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児等への適切な支援の提供体制構築を図る。

- ・ 対象者や状況の把握
- ・ 社会資源の把握と活用
- ・ 必要なサービスの協議
- ・ 災害時に必要な対応の協議、他

(構成) 県立新居浜病院(新居浜市医師会)、愛媛県医師会、訪問看護ステーション、特別支援学校川西分校、障がい児通所支援事業所、障がい児相談支援事業所、西条保健所、保健センター、学校教育課、発達支援課、こども保育課、地域福祉課

⑤新居浜市精神保健医療福祉関係機関連絡会（部会外の連絡会）

長期入院患者の減少、地域生活移行及び地域生活継続の支援の推進を図り、精神障がい者が住み慣れた地域で充実した生活を送れる支援体制構築を推進するため、次の活動を行っています。

- ・地域移行に関する個別支援の協議
- ・ピアサポートの活用
- ・居住支援事業の状況の共有
- ・理解促進のための活動、他行政情報の共有

（構成）市内精神科病院、社会福祉法人、委託相談支援事業所、西条保健所、保健センター、地域福祉課

⑥新居浜市障がい児通所支援事業者等関係機関連絡会

（※令和3年度から専門部会化：「こども部会」）

サービス事業者や関係機関が情報や課題への取組等を共有し、支援の向上を図ることを目的とし、次の活動を行っています。

- ・業務等の現状や課題の情報交換
- ・ローカルスタンダード（地域標準）作成・共有による考え方や方策の標準化
- ・はたらく部会との相互理解
- ・理解促進のための活動、他

（構成）児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、タイムケア事業所、委託相談支援事業所、発達支援課、地域福祉課

2 総合的な相談支援体制の構築

（1）相談支援体制の構築

ア 相談支援部会を相談支援の充実に向けた活動の核と位置づけ、体制づくりの協議を進めるとともに、相談支援部会の充実を図ります。

イ 相談支援を適切に実施していくため、相談支援事業所の連携、情報の共有、資質の向上等を図るとともに、相談支援事業の運営評価、困難事例への対応のあり方等に関する助言・指導確保を図ります。

ウ 委託相談支援事業所による相談窓口の充実を図るとともに、これを基礎として地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの整備を図ります。

エ 障がい者のニーズに応じてライフサイクルを通じた総合的・計画的な相談支援が図れるように市の関係課の連携を強化するとともに、身近な地域における相談から相談支援事業者等を活用した専門的な相談まで重層的な相談支援体制を構築するため、障がい者相談員や民生児童委員等との連携・協力体制を強化します。

オ ライフステージで切れ目のない相談支援の継続・調整を図るため、新居浜市発達支援協議会との連携を強化するとともに、保健医療・福祉・教育・労働など関係機関等とのネットワーク体制の整備とコーディネート機能の充実を図ります

カ 新規参入の促進や人材の育成支援を行い、体制を充実強化させるとともに、障がい者（児）に対する相談支援事業がうまく機能し、障がい者等のニーズにきめ細かな対応ができるよう情報を共有しながら事業所間の連携を図ります。

3 就労支援及び一般就労移行等の推進

- ア 就労支援及び一般就労移行の取組については愛媛県、公共職業安定所、特別支援学校、障がい者就業・生活支援センター、障がい福祉サービス提供事業所、産業技術専門校、庁内の労働・福祉・教育など関係機関との連携により推進する必要があるため、はたらく部会を基礎として支援推進の体制づくりを行います。
- イ 障がい者就業・生活支援センター等との連携により障がい者の就労にかかわる情報の共有化・活用を進めるとともに、連携ガイドラインの作成により各分野の効果的な相互連携を進め、職場の開拓、就労前の訓練等から就職後の職場定着に至るまでの一貫した支援を展開します。
- ウ 就労支援事業所の新規参入を図るとともに、国・県の各種施策・補助メニュー等の活用により、支援策の充実と工賃向上を図ります。
- エ 就職面接会・説明会・相談会等の開催を進めるとともに、合理的配慮の理解や職場環境のユニバーサルデザイン化の促進について事業主等へのパンフレットの配布を行うなど、関係部署と連携して障がい者雇用の環境整備に向けた情報発信の強化を図ります。
- オ 市の業務委託等による就労の確保を図るとともに、計画的に障がい者を市職員として採用するなど障がい者一人ひとりの状況や能力に応じた雇用機会の提供・確保を進めます。
- カ 障害者優先調達推進法に基づき、市が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することにより、障がい者の経済面の自立を推進します。また、障がい者就労施設等において組織された共同受注窓口の体制整備のための支援や認知度の向上のための情報発信を行い、官公署に係る受注機会の拡大を図ります。

4 障がい児支援の提供体制の充実

(1) 早期発見・早期療育、児童発達支援のための体制の構築

- ア 早期発見・早期療育の取組については、発達支援課・子ども発達支援センター、保健センター、子育て支援課等との連携が必要であり、地域発達支援協議会への参加はもとより、障がい児通所支援事業者等関係機関連絡会（※令和3年度から専門部会化：「こども部会」）への支援を行い、必要な施策を推進します。
- イ 連絡会が作成したローカルスタンダードを周知・活用し、児童発達支援、放課後等デイサービスの療育水準の向上を図ります。
- ウ 理解促進を積極的に進めるとともに、ペアレントトレーニングや母子通園の拡充を進め、ライフステージに応じた総合的・継続的ケアを適切かつ円滑に行います。
- エ 福祉型の児童発達支援センターの設置検討を進め、地域の中核的な療育体制の構築、保育所等における療育体制の充実を図ります。

(2) 医療的ケア児等支援の体制の構築

- ア 医療的ケア児、重症心身障がい児等に関する施策の推進については、保健・医

療機関、福祉サービス事業所、児童福祉部所等の連携が必要であり、医療的ケア児等支援協議会の活動を中心に進めます。

イ 医療的ケア児等の療育の機会の確保に向け、重症心身障がい児の通所支援事業所との連携を強めるとともに、医療型の児童発達支援センターの設置を視野に、体制の整備を進めます。

ウ 緊急時、災害等発生時やレスパイトの提供のための短期入所の整備を図ります。

エ 緊急時、災害等発生時の環境確保に向け、状況把握と関係者の支援の体制整備を進めます。

5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 地域移行支援・地域定着支援については、保健機関・精神科医療機関との連携が必要であり、理解促進の取組も含めて精神保健医療福祉関係機関連絡会の活動支援を中心に進めていきます。

イ 効果的な実施に向け、相談支援事業者、保健所や医療機関、地域の障がい福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化を目指します。

ウ 相談支援部会や関係部所と連携し、地域移行に必要な居住支援を進めます。

エ ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、県の施策と連携し、支援の検討を行います。

オ 新たな課題や取組の推進に向け、連絡会活動の充実に向けた支援を行うとともに、検討の施策との連携を図ります。

6 地域生活支援拠点の構築

ア 地域生活支援拠点については、各施策の進捗と経緯、福祉サービス事業所の取組と特徴を踏まえ、求められる5つの機能を地域全体として実施する面的整備として構築を進めます。

イ 相談機能については、基幹相談支援センターの設置を視野に、総合相談窓口の充実と委託相談支援事業所の活動強化を図ります。

ウ 緊急時対応については、短期入所事業所と相談支援事業所の連携と体制整備により実施します。

エ 体験の提供については、各福祉サービス提供事業所が実施しており、その内容の体系化・メニュー化を進めます。

オ 人材養成については、研修等の機会の周知・提供を行うとともに、県が委託している研修センターと連携して、従事者のキャリア形成や地域の体制づくりも含めた人材育成の充実を図ります。

カ 地域体制については、民生児童委員協議会、社会福祉協議会及び各支部、福祉関係課の組織等との連携を強化し、目的に応じた体系化を進めます。障がいのある人に対する各種施策を推進していくためには、地域福祉の要である新居浜市社会福祉協議会との連携を図りながら、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、民間企業、関係機関等との連携を強め、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との協働体制づくりを進めていきます。

7 計画の周知

基本理念である「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現」に向けて、障がい、障がい者及び障がい者施策に関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。本計画については、市政だより、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障がい者及び家族や地域住民、障がい者支援にかかわる人々の共通の理解を得ながら計画を推進していきます。

また、今後も障害者総合支援法など障がい者に係る法律等の改正等情報収集に努め、国の障がい者施策の動向の把握や関連情報の周知に努めます。

3 計画の進行管理

障がい者福祉につながる施策を着実に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCA）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために常に改善を図ります。

取組の進捗状況は新居浜市障がい者自立支援協議会へ報告し、評価と助言を受けることにしています。

【PDCAサイクルのイメージ】

